

## 公益社団法人日本ホッケー協会 公認競技役員規程

※本規程は案段階であり、2017年2月末までに確定され、公表されます。

### (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が認定する競技役員の地位の確立と責任の範囲の明確化を目指すとともに、技能向上や円滑な大会運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 公認競技役員 第3条によって区分される資格を有する者をいう。
2. 公式試合 JHA、ブロック協会、都道府県協会、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟、全国高等学校体育連盟およびその傘下団体のブロック・都道府県高等学校体育連盟が主催または共催する大会でホッケー競技規則（6人制含む）に基づき実施される試合をいう。
3. 全国大会 JHAが主催または共催する大会。

### (公認競技役員資格の種類)

**第3条** 公認競技役員資格は、その活動範囲、必要な資質・技能に応じて次のとおり設置する。

1. トーナメントディレクター（以下「TD」という）
2. テクニカルオフィサー（以下「TO」という）
3. ジャッジ（以下「JG」という）
4. アンバィアマネージャー（以下「UM」という）
5. 国際審判員
6. A級公認審判員（以下「A級」という）
7. B級公認審判員（以下「B級」という）
8. C級公認審判員（以下「C級」という）
9. D級公認審判員（以下「D級」という）
10. サジェスションアンバィア

なお、上記1から3までを公認テーブルオフィシャル、5から9までを公認審判員と総称する。また、公認競技役員の所属協会は、居住地または勤務地の位置する都道府県協会か都道府県協会の役員である場合はその協会とする。

### (公認競技役員の資質)

**第4条** 公認競技役員資格を有する者に求められる資質を次のように定める。

1. TDは、競技会の運営・競技運営規程・競技規則・審判に関する知識を熟知し、競技会を統括する見識・技能を有し、公認競技役員の模範となり指導を行い得る見識・技能を有する者。
2. TOは、競技会の運営・競技運営規程・競技規則・審判に関する知識がありTDを補佐する見識・技能を有し、試合を円滑に運営、管理するための十分な見識、技能を有する者。
3. JGは、大会の競技運営規程、競技規則に関する見識を有し、公式試合記録の作成およびTOと協力し試合の運営、管理を行い得る者。
4. UMは、大会およびホッケーに係わる活動を通じて、審判員の育成指導、評価、支援を行い得る見識、技能を有し、競技規則およびその解釈に対する解明が行える者。
5. 国際審判員は、公認審判員の資格を有する者のうち、国際ホッケー連盟（以下「FIH」という）により国際審判員資格を認定された者。
6. A級は、国際試合の審判を行い得る見識、技能を有し、公認審判員の模範となり得る者。
7. B級は、全国大会の試合の審判を行うに十分な見識、技能を有する者。
8. C級は、公式試合の審判を円滑に行うための必要な知識、技術を有する者。
9. D級は、公式試合の審判を行い得る者。

10. サジェスションアンパイアは、公式試合のサジェスションアンパイアを行うに十分な見識、技能を有する者。

#### (公認競技役員に係わる役職の権限と責任)

第5条 公認競技役員に求められる役職の権限と責任は、次のとおりとする。

1. JHA 技術委員長は、公認競技役員を統括する。また、公認競技役員に求められる活動環境の向上、技能向上、国内外への競技役員への派遣、関係規則の制定・定着等に係わる活動を監督し、そのための必要な指示を公認競技役員に行う。
2. JHA 競技部長は、公認テーブルオフィシャルの技能向上、活動実績管理、活動者数の増加および競技会運営の円滑化等に資する必要な施策を策定し、ブロック競技長と共に実行する。
3. JHA 審判部長は、公認審判員の技能向上、活動実績管理、活動者数の増加および競技規則・判定に係わる解釈の浸透等に資する必要な施策を策定し、ブロック審判長と共に実行する。
4. JHA 競技役員指名室長は、全国大会に参加する競技役員を指名する。また、国民体育大会ブロック大会の TD およびニュートラル審判員を指名し、表-1 のブロック予選会におけるブロックが指名する TD、**ニュートラルテーブルオフィシャル**、**ニュートラル審判員**を承認する。
5. JHA 資格審査室は、講習会等の受講者の成績、実績を踏まえて第3条に定める資格を認定または承認する。また、第16条に定める降格、失効、剥奪、停止を決定する。
6. ブロック競技長は、所属ブロック内の公認テーブルオフィシャルへの指導、情報伝達、活動実績の把握、TO 昇格試験受験者の推薦、JG 資格の認定、ブロック予選会(表-1)の TD、TO、JG の指名 (JHA が指名した者を除く)、競技役員への発掘、その他 JHA 競技部長の依頼する事項を遂行する。**ブロック予選会(表-1)において、所属ブロック外から TO、JG を指名する場合は、競技役員指名室長に承認を得る。**
7. ブロック審判長は、所属ブロック内の公認審判員への指導、情報伝達、活動実績の把握、B級昇格試験受験者の推薦、C級・D級資格の認定、ブロック予選会(表-1)の審判員の指名 (JHA が指名した者を除く)、審判員の発掘、その他 JHA 審判部長の依頼する事項を遂行する。**ブロック予選会(表-1)において、所属ブロック外から UM、審判員を指名する場合は、競技役員指名室長に承認を得る。**
8. 都道府県競技長は、所属都道府県内の公認テーブルオフィシャルへの指導、都道府県内大会の TD、TO、JG の指名、競技運営役員の発掘、その他ブロック競技長の依頼する事項を行う。
9. 都道府県審判長は、所属都道府県内の公認審判員への指導、C級昇格試験受験者の推薦、都道府県内大会の審判員の指名、審判員の発掘、その他ブロック審判長の依頼する事項を行う。
10. 上記6から9に定める役職は、ブロックまたは都道府県内の理事会等の承認手続きを経て決定されることが望ましい。
11. 上記6から9に定める役職者が交代する場合は、速やかに JHA 技術委員長に通知しなければならない。また、その役職者の本規程に定める権限は、通知された時点から効力を有する。
12. 上記2から9に定める役職者(5を除く)の本規程に定める権限は、当該役職者がいずれかの競技役員資格を保有している場合に効力を有する。

#### (公認競技役員の実務)

第6条 公認競技役員に求められる主な実務を次のとおり定める。

1. 本規程に定める事項を遵守しなければならない。
2. 公式試合への参加に際しては、移動中も含め、定められた服装もしくは職務にふさわしい服を着用し、登録証を携帯しなければならない。審判を行うときは公認審判服を着用しなければならない。
3. TD は、全国大会の TD (アシスタント TD 含む)、ホッケー日本リーグ (以下「HJL」という) のシリーズチーフ TO、および表-1 に定めるブロック予選会の TD を3年間に1回以上担当しなければならない。
4. TO および JG は、公式試合の TO または JG を3年間に8試合以上担当しなければならない。
5. A 級は全国大会の試合の審判を3年間に6試合以上担当しなければならない。

コメントの追加 [T1]: ブロックをまたぐ派遣はニュートラルとして扱い、活躍実績の把握による人材発掘・育成や必要に応じた全国的な観点からの調整依頼を技術委員会として行うために、全部ではないが、表1の大会については報告いただく。

コメントの追加 [T2]: ブロックをまたぐ派遣はニュートラルとして扱い、活躍実績の把握による人材発掘・育成や必要に応じた全国的な観点からの調整依頼を技術委員会として行うために全部ではないが、表1の大会については報告いただく。

コメントの追加 [T3]: ブロックをまたぐ派遣はニュートラルとして扱い、活躍実績の把握による人材発掘・育成や必要に応じた全国的な観点からの調整依頼を技術委員会として行うために全部ではないが、表1の大会については報告いただく。

6. B 級は全国大会、表-1 に定めるブロック予選会、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟が主催する大会の試合の審判を 3 年間に 6 試合以上担当しなければならない。
7. C 級は公式試合の審判を 3 年間に 6 試合以上担当しなければならない。
8. TD、UM、A 級は、第 18 条に定める講習会を毎年受講しなければならない。TO、JG、B 級、C 級、D 級は、第 18 条に定める講習会を 3 年に 1 回以上受講しなければならない。
9. TD、TO、UM、A 級、B 級は、年度当初の指定期日までに大会派遣希望調査に回答しなければならない。また、JHA の求めに応じて活動実績を報告しなければならない。
10. A 級、B 級は JHA が指定する体力測定を毎年 1 回以上実施しなければならない。
11. 国際公式試合の競技役員を担当する場合は、事前に JHA 技術委員長の承認を得なければならない。
12. 全国大会で TD または UM に指名された者は、所定期日内に大会報告書を JHA に提出しなければならない。
13. 公認競技役員は、JHA の指定する活動に協力しなければならない。

コメントの追加 [T4]: web 調査化に対応する変更

#### (公認競技役員の活動可能範囲)

第7条 公認競技役員の活動を行うことができる範囲は次のとおりとする。

1. TD は、公式試合が行われる大会の TD を担当できる。
2. TO は、公式試合の TO を担当できる。また、所属ブロック競技長の指名または承認により全国大会以外の大会の TD を担当できる。
3. JG は、公式試合の JG を担当できる。また、全国大会以外の試合の TO を担当できる。6 人制の試合においては、全国大会の TO を担当できる。
4. A 級は、公式試合および JHA 技術委員長の承認により国際試合の審判を担当できる。また、公式試合の JG を担当できる。
5. B 級は、公式試合および JHA 審判部長の推薦と JHA 技術委員長の承認により国際試合の審判を担当できる。また、公式試合の JG を担当できる。
6. C 級は、全国大会以外の公式試合の審判を担当できる。ただし、所属ブロック以外の場所で行われる試合の場合は、所属ブロック審判長の承認を要する。
7. D 級は、全国大会および表-1 に定めるブロック大会以外の公式試合の審判を担当できる。ただし、所属ブロック以外の場所で行われる試合の場合は、所属ブロック長の承認を要する。
8. サジェスションアンパイアは公式試合のサジェスションアンパイアを担当できる。
9. 大会に参加するチームに登録されている役員、選手は所属するチームの試合の競技役員 (JG を除く) を担当することができない。
10. 上記にかかわらず、6 人制の試合においては、C 級および D 級は全国大会を含む公式試合の審判を担当できる。

#### (公認競技役員の認定手順)

第8条 公認競技役員資格の認定は、次のとおりとする。

1. (TD) TO 資格を有し、全国大会で十分な実績があり、JHA 技術委員会が指名した者に TD 昇格試験の受験資格を与える。昇格試験の合格者で TD としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して TD として認定する。
2. (TO) JG の資格を有し、全国大会およびブロック大会で実績がある者で所属ブロック競技長の推薦により TO 昇格試験を受験し、その合格者で TO としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して TO として認定する。
3. (JG) 所属都道府県協会の競技長の推薦により、ブロックまたは都道府県協会が主催するジャッジ認定講習会に参加した者でブロック競技長が認定した者を JHA 資格審査室が JG として承認する。講習会の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。
4. (国際審判員) 技術委員長の指名により FIH 主催または公認の国際大会に審判員として派遣され、国際審判員としての資質があるとの評価を TD から受けた者は、資格審査室の承認により

JHA から FIIH に国際審判員登録申請を行う。FIIH で国際審判員として登録された時点で国際審判員として認定する。

5. (UM) A 級または B 級で (過去に A 級または B 級資格を有していた者も含む) JHA 審判部長の指名により UM 認定講習会に参加し、UM としての資質が認められると上申された者を資格審査室で審議して UM として認定する。
6. (A 級) JHA が公表する A 級審判員昇格候補者リストの中から指名され、JHA が開催する A 級昇格審判講習会に参加し、その審査により A 級審判員としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して A 級として認定する。
7. (B 級) C 級保有者でブロック審判長の推薦により JHA、各ブロック協会、各連盟が開催する B 級審判昇格試験を受験しその合格者で B 級審判員としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して B 級として認定する。試験の責任講師は技術委員会が指名する講師でなければならない。
8. (C 級) D 級保有者で、ブロック審判長または都道府県審判長の推薦により各ブロック協会、各連盟が開催する C 級審判昇格試験を受験し、その合格者を所属ブロック審判長が認定した者を資格審査室が C 級として承認する。試験の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。
9. (D 級) 各ブロック協会、各連盟、都道府県協会が開催する D 級審判認定講習会を受講した者で、所属ブロック審判長が認定した者を資格審査室が承認する。講習会の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。
10. (サジェスションアンパイア) A 級、B 級、C 級、UM 資格保有者は、サジェスションアンパイアの資格を同時に保有するものとする。
11. A 級および B 級資格保有者は、JG 資格に定める範囲の活動を行うことができる。
12. A 級は引退する時点(自己申告)で、TO 資格を資格審査室で審議のうえ認定する。認定にあたり、上記の講習会等の受講を要しない。
13. B 級は引退する時点(自己申告)で、JG 資格を資格審査室で審議のうえ認定する。認定にあたり、上記の講習会等の受講を要しない。
14. 審判員資格の認定にあたり、被認定者が未成年の場合は、親権者の同意書を必要とする。また、18 歳未満の者には審判員資格を認定しない。

#### (公認競技役員認定証)

第9条 公認競技役員に認定され、第 11 条に定める登録手続きを完了した者に JHA から認定証を交付する。ただし、JG については、所属ブロック競技長から、C 級、D 級については所属ブロック審判長から認定証を交付する。

コメントの追加 [T5]: 認定権限者が認定証を交付するほうが自然との考えから変更。

#### (公認競技役員登録証、管理)

第10条 公認競技役員の更新手続きが完了した者および新規登録が完了した者に JHA から登録証を交付する。登録または更新の際に JHA に通知された個人に関わる情報は、JHA の円滑な運営を目的としてのみ利用される。目的の範囲内で業務委託先に提供する場合および日本国内の法令に基づく場合を除き JHA は個人情報第三者に開示・提供しない。公認競技役員は、登録情報を変更する場合は、JHA に速やかに通知しなければならない。公認競技役員が所属協会を変更する場合は、JHA 技術委員長の承認を得なければならない。

#### (登録手続き)

第11条 公認競技役員の新規登録手続きについては、次のように行う。

1. TD、TO、UM、A 級、B 級資格の登録手続き  
資格審査室での認定後、JHA から本人に認定の通知を行う。認定者は指定期間内に新規登録申請書を JHA に提出し、認定料を納入しなければならない。資格審査室で認定された日を登録日とするが、指定期間内に提出および納入がなされない場合は、認定を取り消す。
2. JG、C 級資格の登録手続き

所属ブロック競技長または審判長が認定した JG、C 級資格者の JHA への新規登録申請および認定料の納入は、所属ブロック競技長または審判長が行う。申請がなされた日を登録日とするが、合格した講習会の開催日から 60 日以内に新規登録申請書が JHA に提出され、所定の認定料が JHA に納付されなければ、JHA 資格審査室は認定を承認せず、認定は無効となる。何らかの理由で、JHA 資格審査室が認定を承認しなかった場合は、認定は無効となり、既に JHA に納入されている認定料があればそれを返還する。

### 3. D 級資格の登録手続き

所属ブロック審判長は資格の認定後、JHA に D 級資格者名簿を JHA に送付する。送付日を資格の登録日とする。何らかの理由で、JHA 資格審査室が認定を承認しなかった場合は、認定は無効となる。

### 4. 登録番号の付与

セッションアンパイア資格以外の資格については、JHA が申請書に基づき、登録番号を付与し、基本台帳を更新する。また、氏名と所属協会名を記載した公認競技役員一覧を更新しブロック競技長および審判長に送付する。

### 5. 認定料

各資格とも申請時に認定料を納入しなければならない。資格毎の金額は表-2 のとおりとする。D 級資格は所属ブロック、D 級以外の資格は JHA に納入する。

### 6. 配付物

各資格認定時に次に定めるものを JHA より配付する。エンブレム、カード、リング等の資格に応じた必要物品は、各自で購入する。

TD : TD バッジ

TO : TO バッジ

JG : JG バッジ

A 級 : A 級バッジ

B 級 : B 級バッジ

C 級 : C 級バッジ

### (有効期間と更新手続き)

第12条 公認競技役員の有効期間と年度登録（更新手続き）を次のように定める。

1. 競技役員資格の有効期間は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。ただし、新規登録された資格は、登録日から次の 3 月 31 日までとする。
2. 競技役員資格は毎年度自動更新とし、更新を希望しない者は前年度 2 月末日までに JHA に申請しなければならない。ただし、D 級については、所属ブロック審判長に申請する。
3. ブロック競技長および審判長は、連携して所属ブロックの公認競技役員の資格保有者リストの確認、修正を行い、必要に応じて JHA に通知しなければならない。
4. ブロック競技長および審判長は、連携して所属ブロックの資格保有者リストに基づいた資格保有者（D 級を除く）の年度登録料（更新時）を取りまとめ、前年度 3 月末日までに、JHA に納入しなければならない。D 級の年度登録料（更新時）はブロックに納入する。
5. 年度登録料は表-3 のとおりとする。複数の資格を保有している者は、それらのうち最も高額な年度登録料のみを JHA に納入すればよい。D 級については所属ブロック協会に納入する。第 15 条 4 項に該当する場合の年度登録料は免除するが、停止が解除された時点で該当する登録料を納入する。

コメントの追加 [T6]: D 級も他と同じ期間にして統一化

コメントの追加 [T7]: D 級も他と同じ手順として統一化

コメントの追加 [T8]: D 級の管理責任はブロックとする考え方のため、登録料はブロック納入とする。  
なお、新規登録料を払った年度内に年度登録料（更新料に相当）は払う必要はない。

### (資格の失効および剥奪)

第13条 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格を喪失する。既に納入されている登録料は返還しない。

1. 第 12 条に規定する年度登録料を納入しなかった場合は、資格が失効する。
2. 公認競技役員として著しく不適切な行動や言動があった場合は、資格を剥奪する。

3. 本規程を著しく逸脱する行動や言動があった場合は、資格を剥奪する。

#### (降 格)

**第14条** 公認競技役員は、次に該当するときには降格する場合がある。ただし、JGおよびD級は降格しない。既に納入されている登録料は減額しない。

1. 第6条に規定する活動を行う意思が認められないとき。
2. 第6条に規定する研修会を理由無く受講しなかったとき。
3. 各資格で必要とする見識、技能を有していないと認められたとき。

#### (資格の停止)

**第15条** 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格の効力の一部または全部を期間を定めて停止する場合がある。既に納入されている登録料は減額しない。

1. 公認競技役員として不適切な行動や言動があった場合。
2. 本規程を逸脱する行動や言動があった場合
3. 競技会等において故意または重大な過失により円滑な運営を著しく妨げた場合。
4. 海外赴任や長期療養等の事情により本人より活動休止の申し出であった場合。最長で3年間とする。

#### (資格の失効および剥奪、降格、停止手続き)

**第16条** 資格の降格および剥奪、失効、停止は、次のように行う。

1. 第13条、第14条、第15条に該当すると認められる場合は、技術委員会で審議のうえ資格の失効または剥奪、降格、停止の仮決定を行う。
2. 技術委員会は仮決定の内容を当該者に通知して状況を確認し、本人が希望する場合は、弁明の機会を設ける。
3. 前項において、海外駐在等やむを得ない事由等を勘案して技術委員会は仮決定内容を変更または取消することができる。
4. 第2項を実施後、技術委員長は資格審査室にその内容を諮問する。資格審査室で審議を行い、資格の失効または剥奪、降格、停止を決定する。
5. 技術委員会は決定後に本人および所属ブロック競技長、審判長にその内容を通知する。
6. 資格を失効させた者が再度競技役員資格を取得しようとする場合は、それまでの実績は喪失されたものとして扱う。

#### (公認競技役員の定年)

**第17条** 公認競技役員の定年および定年者の定年後の活動範囲等については次のとおり定める。

1. 75歳の誕生日に達した時の年度末(3月31日)をもって定年とし、定年者として扱う。
2. 公認テーブルオフィシャルが定年前に引退をJHAに通知した場合は、その時点で定年者と同じ扱いとし、資格は無効となる。
3. A級またはB級が引退をJHAに通知した場合は、その時点でその資格は無効となり、審判引退者として扱う。
4. 51歳以上の公認審判員が表-5に定める体力基準を達成できない場合は、資格は無効となり、審判引退者として扱う。
5. 定年者または審判引退者は、大会TDの承認により全国大会を含む6人制の試合のTO・JGまたは審判を担当することができる。
6. 定年者は、大会TDの承認により全国大会以外の試合のTO・JGを担当することができる。
7. 審判引退者は、大会TDの承認により全国大会以外の試合の審判を担当できる。ただし、表-1に定める大会の試合の場合は、JHA審判部長の承認を要する。
8. 審判引退者は、全国大会を含むすべての試合のサジェスションアンパイアを担当できる。
9. 定年者が上項の活動を行う場合は、第11条に定める定年者の年度登録料を納入していなければならない。



**(講習会等の実施)**

**第18条** 公認競技役員は競技規則、競技運営規程に関する知識、解釈、技能向上を図るために実施される講習会等に積極的に参加しなければならない。実施される講習会と受講料は表-4 のとおりとする。

**(その他)**

**第19条** この規程に定めるもののほか必要な事項については、JHA 技術委員会が関係箇所と協議のうえ決定する。

1. 公認競技役員は、この規程に関わる事項に疑義が生じた場合に技術委員長に照会を行うことができる。

**(附 則)**

1. この規程は、公認 TD・TO・J 規程と公認審判員規程を統合し、2016 年 4 月 1 日から施行する。それに伴い、公認 TD・TO・J 規程と公認審判員規程は廃止する。
2. この規程は、2017 年 4 月 1 日に改訂する。
3. 規程変更の移行措置として、2016 年 4 月 1 日より 2017 年 3 月 31 日までに D 級登録された資格の有効期限は、2018 年 3 月 31 日とし、2017 年度の年度登録料（更新）は免除する。

表-1 全国大会ブロック予選会

全国高等学校ホッケー選手権大会ブロック予選
全日本中学生ホッケー選手権大会ブロック予選
全日本社会人ホッケー選手権大会ブロック予選
国民体育大会ホッケー競技ブロック大会
全国高等学校選抜ホッケー大会ブロック予選

表-2 認定料

資格	認定料(円)
TD	5,000
TO	4,000
JG	3,000
UM	5,000
A 級	5,000
B 級	4,000
C 級	3,000
D 級	2,000

表-3 年度登録料（更新時）

資格	年度登録料（円）	資格	年度登録料（円）
TD	5,000	UM	5,000
TO	4,000	A 級	5,000
JG	3,000	B 級	4,000
		C 級	3,000
定年者	3,000	D 級	1,000

表-4 講習会および受講料

講習会名等	受講料(円)	備考
1. JHA が主催するもの		
全国統一ルール研修会	5,000	JHA に納入する
TD 昇格試験	5,000	JHA に納入する
TO 昇格試験	5,000	JHA に納入する
UM 認定講習会	5,000	JHA に納入する
A 級審判昇格試験	5,000	JHA に納入する
B 級審判昇格試験	5,000	JHA に納入する
必要に応じた技能向上のための講習会	都度決定	JHA に納入する
2. ブロック協会、各競技連盟が主催するもの		
ルール研修会	5,000	主催者に納入する
JG 認定講習会	3,000	主催者に納入する
B 級審判昇格試験	5,000	主催者に納入する
C 級審判昇格試験	3,000	主催者に納入する
D 級審判講習会	3,000	主催者に納入する
必要に応じた技能向上のための講習会	主催者が決定	主催者に納入する
3. 都道府県協会が主催するもの		
D 級審判講習会	3,000	主催者に納入する
JG 認定講習会	3,000	主催者に納入する
必要に応じた技能向上のための講習会	主催者が決定	主催者に納入する

表-5 審判員体力測定項目と基準

Yo-Yo 間欠回復テストレベル 1	
男性	1440m 以上
女性	1080m 以上

変更箇所